

○特定自動運行の許可等に関する取扱規則

令和5年3月24日
公安委員会規則第11号

特定自動運行の許可等に関する取扱規則をここに公布する。

特定自動運行の許可等に関する取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)に基づき鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う特定自動運行の許可に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(許可に関する意見聴取)

第2条 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)(別記第1号様式)に、特定自動運行許可申請書(府令別記様式第5の9。以下「許可申請書」という。)の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

2 府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)(別記第2号様式)に許可申請書の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

(変更に関する意見聴取)

第3条 法第75条の16第2項の規定により準用する法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(甲)(別記第3号様式)に、特定自動運行計画変更許可申請書(府令別記様式第5の10。以下「変更許可申請書」という。)の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

2 府令第9条の23第2項の規定により準用する府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(乙)(別記第4号様式)に変更許可申請書の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第4条 法第75条の25第1項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書(別記第5号様式)により行うものとする。

(指示)

第5条 法第75条の26第1項の規定による指示は、特定自動運行に関する指示書(別記第6号様式)により行うものとする。

(行政処分に関する意見聴取)

第6条 法第75条の26第2項の規定による指示及び法第75条の27第2項の規定による許可の取消し又は効力の停止に係る意見の聴取は、当該事業を監督する行政庁に対し、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書(別記第7号様式)により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第7条 公安委員会は、指示又は許可の効力の停止を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の弁明の機会の付与の手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)に定めるところにより行うものとする。

(聴聞の実施)

第8条 公安委員会は、許可の取消しを行う場合は、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならない。

2 聴聞の実施については、聴聞規則に定めるところにより行うものとする。

(許可証の返納)

第9条 府令第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書(別記第8号様式)により行うものとする。

(公示の方法)

第10条 公示の方法は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第75条の17の規定による許可又は許可事項の変更許可に係る場合 特定自動運行許可票(別記第9号様式)

(2) 法第75条の27第3項の規定による許可の取消しに係る場合 特定自動運行に係る取消処分票(別記第10号様式)

(3) 府令第9条の38第4項の規定による許可証の返納に係る場合 特定自動運行許可証返納票(別記第11号様式)

(本部長への委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月23日公安委員会規則第25号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

別記

第1号様式(第2条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
年 月 日、別添1(特定自動運行許可申請書の写し)のとおり、道路 交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第 75条の13第2項の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。 つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。	
1 申請者の氏名又は名称	
2 意見聴取の内容	
(1) 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義 はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操 作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。	
(2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条 件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。	
(3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特 定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該 地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サー ビスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであ るか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

第2号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
年 月 日、別添1(特定自動運行許可申請書の写し)のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。 意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。 1 申請者の氏名又は名称 2 意見聴取の内容	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(甲)	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
年 月 日、別添1(特定自動運行計画変更許可申請書の写し)のとおり、 道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があった ので、同条第2項の規定により準用する同法第75条の13第2項の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日 までに文書をもって回答願います。	
1 申請者の氏名又は名称	
2 意見聴取の内容	
(1) 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。	
(2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。	
(3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

第4号様式(第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(乙)	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
年 月 日、別添1(特定自動運行計画変更許可申請書の写し)のとおり、 道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があった ので、道路交通法施行規則第9条の23第2項の規定により準用する同規則第9条の22の規定 により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。	
1. 申請者の氏名又は名称	
2. 意見聴取の内容	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第5号様式(第4条関係)

第5号様式(第4条関係)

鹿公委交企第 号							
年 月 日							
報 告 等 要 求 書							
殿							
鹿児島県公安委員会 印							
道路交通法第75条の25第1項の規定により、下記の報告・資料の提出を求めます。 記 <table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">報告すべき事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提出すべき資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告等の期日 及 び 方 法</td> <td></td> </tr> </table>		報告すべき事項		提出すべき資料		報告等の期日 及 び 方 法	
報告すべき事項							
提出すべき資料							
報告等の期日 及 び 方 法							

第6号様式(第5条関係)

第6号様式(第5条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行に関する指示書	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	
(教示事項) 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。 なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式(第6条関係)

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法	の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第 75条の26第2項の規定により、意見を聴取します。 意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。 期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。
1 特定自動運行実施者の氏名又は名称	
2 意見聴取の内容	
上記の特定自動運行実施者に対し、	
を行うことについて、意見はあるか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

第8号様式(第9条関係)

第8号様式(第9条関係)

年 月 日			
鹿児島県公安委員会 殿			
許 可 証 返 納 届 出 書			
届出者の住所 氏名又は名称			
道路交通法施行規則第9条の38		第1項 第3項	の規定により届出をします。
住 所			
氏名又は名称			
許可証を交付した 公安委員会の名称	鹿児島県公安委員会	許可証の番号	第 号
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日		
返 納 の 事 由			

備考 不要な文字(第1項又は第3項)は横線で消すこと。

第9号様式(第10条関係)

第9号様式(第10条関係)

特定自動運行許可票

許可を受けた者	特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日及び時間	
	特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	
	特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	
	許可年月日	
	備考 (公安委員会が必要と認める事項を記載)	
	許可をした公安委員会	公安委員会

第10号様式(第10条関係)

第10号様式(第10条関係)

特定自動運行に係る取消処分票

被 処 分 者	特定自動運行実施者の 氏 名 又 は 名 称 (法人にあってはその 代 表 者 の 氏 名)	
特 定 自 動 運 行 の 経 路		
特定自動運行を行う日及び 時 間 帯		
取 消 年 月 日		
備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)		

第11号様式(第10条関係)

第11号様式(第10条関係)

特定自動運行許可証返納票

許可を受けた者	特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日及び 時 間 帯	
	許可が失効した年月日	
	備 考 (公安委員会が必要と認める事項を記載)	